

令和8年度香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る推計等業務委託仕様書

1 目的

県では、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を受けて、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「香川県ごみ処理広域化・集約化計画（令和4年3月、以下「現計画」という。）」を策定し、県下を4ブロックに区分し、ごみ処理の広域化・集約化を推進してきた。

今般、環境省から「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知、以下「令和6年国通知」という。）」により、人口減少が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保が求められている。

本業務は、令和6年国通知を踏まえ、令和32年度までを計画期間とする新たな「香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）」策定の基礎資料とするため、本県における一般廃棄物の排出量等の将来推計値及び令和7年度に県が実施した令和8年度香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る基礎調査及び災害廃棄物発生量等推計調査業務で得られた現状のごみ処理施設の運用状況を基に、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する検討及びその効果の推計を行うことを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る推計等業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務の内容

令和6年国通知、現計画等を踏まえ、令和32年度までの期間を対象とした香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に必要な推計等業務を実施する。具体的には以下の業務を行うものとする。

（1）ブロック割候補の検討及び広域化・集約化による施設規模の整理

現行の4ブロック割を基本としつつ、人口、ごみ収集量、処理能力、地理的要因等を踏まえ、数パターンのブロック割候補を示す。なお、検討に際しては現行計画及び令和6年度将来推計値を踏まえ、設定したブロック割において、各ブロックで必要となる処理施設の規模・能力を算出する。

(2) 将来推計の実施

令和6年度香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計及び産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務委託契約により算定した一般廃棄物排出量等の将来推計値（以下、「令和6年度将来推計値」という。）を活用し、(1)で設定したブロック割における各ブロックの排出量、資源化量、最終処分量等の将来推計を行う。

また、全市町が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づく分別収集と再資源化に取り組むことを前提とし、(1)で設定したブロック割における各ブロックの容器包装プラスチック、プラスチック使用製品廃棄物の排出量、資源化量、最終処分量等の将来推計を行う。

(3) 広域化・集約化の効果推計・比較分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の廃棄物処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制を比較し分析する。比較・分析項目は、令和6年国通知による広域化・集約化の必要性を踏まえ、以下の項目とする。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大によって、収集運搬費や温室効果ガスの排出量が増加する可能性があることから、中継施設の設置等を含め、処理施設の状況分析結果を踏まえて最も合理的と考えられる収集運搬体制を検討したうえで、収集運搬費等を算出し、廃棄物処理全体での評価が可能となるよう検討を行うものとする。

また、リサイクル率については、(2)で得られたデータをもとに、一般廃棄物全体に対する割合とともに、品目別リサイクル率の推計を行うものとする。

データ入力・集計・解析の書式等は、委託者（以下「県」という。）と協議の上、受託者において作成するものとする。

(比較・分析項目)

広域化・集約化の必要性 (令和6年国通知)	比較・分析項目
持続可能な適正処理の確保	・ごみ処理事業経費（施設整備費、維持管理費、収集運搬費）
気候変動対策の推進	・温室効果ガス排出量（施設の稼働及び収集運搬に伴う排出量）
資源循環の強化	・エネルギー回収量、リサイクル率
その他	・必要と認められる事項

5 業務の進め方

- (1) 業務を実施するにあたり、意図及び目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。なお、業務従事者の中から県との情報共有、業務の進捗状況の確認等を行う統括責任者を1名選任し、契約後、直ちに県へ通知すること。
- (2) 契約締結後、県が指定する期日までに「業務実施計画書」（本業務の実施体制、県との連絡体制及び業務実施スケジュールを記載したもの）を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を県と協議し、業務を履行すること。

- (3) 委託契約書及び本仕様書に基づき、県と密接に連携をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 業務における協議・打合せを定期的に行うほか、県が必要とする場合は、随時、検討内容や進捗状況について協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。また、協議・打合せの内容については、その都度受託者が議事録を作成し、県に報告すること。
- (5) 業務遂行に必要なデータを市町等から収集する必要がある場合には、市町等への依頼及び調査票の配布は県が行うが、調査票の作成、回収及び取りまとめ作業は受託者が実施すること。
- (6) 業の遂行上意義が生じた事項、本仕様書に明記していない事項であっても業務遂行上必要と思われることについては、県と受託者で協議を行い、決定するものとする。
- (7) 4の業務内容の中間報告として、令和8年10月16日（金）までに電子データにて報告することとする。

6 成果品および提出期限

以下の成果品を提出期限までに提出すること。なお、その内容については、あらかじめ県と協議、精査したものとする。

※ 電子データは、Microsoft Windows 11 pro 上で稼働する Microsoft® Word for Microsoft 365 及び Microsoft Excel for Microsoft 365 若しくはこれと完全互換性のあるソフトウェアで作成すること。

(1) 成果品

ア 報告書 A4版 4部

※ 報告書は、現計画「香川県ごみ広域化・集約化計画」の体裁を踏まえ、新たな計画に掲載可能な体裁として整理したものを作成すること。

イ 報告書概要 A4版 4枚程度

※ 報告書の主な内容を簡潔にまとめた概要資料とし、県内関係者への説明や公表資料として活用できるものとする。

ウ 収集資料、作成資料及びその他指示のあった資料一式

エ Microsoft Word、Microsoft Excel 及び pdf ファイルで作成した上記ア、イ、ウのデータを記録したCD-R 1枚

(2) 提出期限

令和9年2月26日（金）まで

7 成果品の不備

成果品に不備がある点が発見された場合は、契約終了後であっても、乙の負担と責任において修正を行うものとする。

8 納入場所

香川県環境森林部循環型社会推進課とする。

9 委託限度額

9, 000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。税率は10%とする。）

10 再委託について

- (1) 乙は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、高い効果が見込めると県が判断した場合、業務の一部を再委託することができる。
- (2) (1) で認められた場合、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ提出し、承認を受けなければならない。

11 その他

- (1) 県から貸与できる資料は、次のとおりである。貸与された資料は、業務完了時に全て返却する。
 - ア 香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計業務報告書
(推計項目：混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ等)
 - ※ なお、容器包装プラスチック、プラスチック使用製品廃棄物等の品目別の推計データは県から貸与しない。
 - イ 香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る基礎調査及び災害廃棄物発生量等推計調査業務報告書
(対象部分：ごみ処理施設の状況分析)
- (2) 本業務を行うに当たって、応募資格要件に適合した者は、必要に応じて11(1)ア及び11(2)イを、所定の手続きを経て香川県環境森林部循環型社会推進課内で閲覧することを可能とする。報告書の閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、報告書に含まれる資料であっても、法人又は個人の権利、競走上の地位等のその他正当な利害を害するおそれがあるものについては掲示しない。

連絡先：香川県環境森林部循環型社会推進課（電話番号：087-832-3225）
- (3) 留意事項
 - ア 受託者は、契約時、資料貸与時、その他必要時に来課の上、打ち合わせを行うものとし、来課時の費用については、受託者の負担とする。
 - イ 本調査の集計及び推計等にあたっては、「広域化・集約化に係る手引き」（環境省ウェブサイト上に掲載）を参照し、使用した指標、推計方法を明らかにすること。また、計算ミス、転記ミスが発生しないように、十分にチェックすること。
 - ウ 受託者が資料の貸与を受ける場合、貸与された資料は、業務完了時に原則として全て返却する。
 - エ 受託者は、本業務において知り得た内容を、県の許可なくして他の業務に使用又は公表してはならない。
 - オ 本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。
 - カ 成果品については公表することがある。